

## 三好市営繕工事の共通費について

### 1. 準拠する基準

共通費は「公共建築工事共通費積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）令和5年度改訂」に基づき算出する。

### 2. とりこわし工事（解体工事）について

とりこわし工事（解体工事）における共通費については以下のとおりとする。

経費	共通費の種類	適用する率
とりこわし費	共通仮設費率	$K_r \times K_1$ ※1
	現場管理費率	$J_o \times K_2$ ※2
	一般管理費率	建築工事
石綿処理工事費など	共通仮設費率	新営工事
	現場管理費率	新営工事
	一般管理費率	建築工事
処分費	共通仮設費率	対象外
	現場管理費率	対象外
	一般管理費率	建築工事

※1

$K_r$ ：新営工事・改修工事共通仮設費率

補正係数  $K_1$ （小数点第5位以下切り捨て）： $1.00 \div K_r$

例)  $K_r=6.18$  の場合  $K_1=1.00 \div 6.18=0.161812\cdots \doteq 0.1618$

※2

$J_o$ ：新営工事・改修工事現場管理費率

補正係数  $K_2$ （小数点第5位以下切り捨て）： $2.00 \div J_o$

例)  $J_o=22.93$  の場合  $K_2=2.00 \div 22.93=0.087221\cdots \doteq 0.0872$

### 3. 土工について

電気・機械設備のとりこわし工事において科目で土工に分類している項目については新営工事の率を適用する。部類していないものについてはとりこわし費の率を適用する。

### 4. 適用対象工事

令和6年4月1日以降に新たに契約締結する営繕工事から適用する。